

令和7年度 市内事業者アジア戦略実証支援事業に係る 公募型プロポーザル募集要領

本公募は、本市の令和7年度那覇市一般会計当初予算の成立および沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、予算成立決定後および国の交付決定後に効力を生じるものです。市議会において予算案が否決された場合、又は本事業に係る国の交付決定がなされなかった場合もしくは交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しない又は契約額を変更することがありますので、ご了承ください。

○問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 6階
那覇市経済観光部商工農水課 商工振興G
電話：098-951-3212
FAX：098-951-3213
メールアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp
※@の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字。

令和7年2月
那覇市 経済観光部 商工農水課

1 募集概要

(1) 事業名称

令和7年度 市内事業者アジア戦略実証支援事業

(2) 事業概要

本事業は、市内事業者の経済成長を続けるアジア諸国へのビジネス展開を後押しするものである。

本県の海外貿易は、物流コスト高騰等の影響により輸入額が輸出額を超過する状況が続いていることなど、外貨を獲得するビジネスチャンスがありながらも、情報や支援等の不足から、これらを逸している状況であると思われる。

市内事業者の稼ぐ力を高め、アジア進出に資する取組を後押しし、外貨を獲得する事業者の増加を目指すことは、本市の経済振興の発展において大変重要であると考えている。

市内事業者においては、海外展開に向けてターゲットや商品、立地、現地スタッフの確保等を含んだ戦略を策定した後、パートナーとなる現地民間企業との接点を持つために現地政府機関等とのコンタクトや調整等を経る必要があり、その際に、いち民間事業者が直接コンタクトを取ることが相当困難であることなどの問題から海外展開に至っておらず、行政の支援（後押し）が求められていることを確認した。

そのため、本市として、市内事業者と現地政府機関等とのつなぎの役割を果たし、事業者の持つ海外展開戦略の実現に向けて、進出やビジネスマッチング等の実証支援を通じて、市内事業者の稼ぐ力の向上を図ることを目的とする。

海外展開戦略の実証を効果的なものにするためには、市内事業者の産業分野やニーズ、アジア諸国の経済等の状況把握に加え、進出やビジネスマッチングに障壁となる課題や問題等を確認するとともに、これらを整理したうえで実証につなげるにはどのような支援策が必要かを含め、調査及び分析が不可欠である。

そのため、令和7年度は調査及び分析、令和8年度は令和7年度の調査及び分析を踏まえた実証、令和9年度以降は実証内容のブラッシュアップ及び過年度実証事業者のフォローアップとしての伴走支援の一連のスキームで実施する。

なお、本事業では、実証を通じたアジア進出を目指す市内事業者の継続的かつ複合的な支援を実施するため、国や県、沖縄県産業振興公社、県内商社、輸出関係機関等と連携協力体制を構築しながら事業を実施するものとする。

(3) 事業目的

少子高齢化の影響により、人口減少による労働力人口の不足等による国内及び県内の経済市場への影響が予測されるなかにおいて、拡大基調がみられるアジア経済の旺盛な需要を取り込むため、今後の沖縄とアジア地域の経済交流、産業振興に向けた各種施策を推進する必要があるとして、学識経験者や企業経営者、経営コンサルタント、情報通信関連企業、教育関係者等から構成する那覇市中小企業振興審議会からこれまでの数年にわたり、当該アジア進出支援を提言とした答申を受けている。

地域経済の振興発展においては、市内事業者の維持存続、成長が必要不可欠であり、経済の縮小や衰退、地域経済の基盤低下は、雇用や税収等にも大きく影響を及ぼすことにも懸念があり、ひいては本市財政への影響も懸念される。

そのため、国や県、企業・団体等がしっかり連携し、それぞれの役割を補完し合いながら取り組む必要があり、そのひとつとして、地理的優位性を活かした市内事業者の海外展開戦略、とりわけ近接性かつ経済的成長を続けるアジア諸国とのビジネスマッチングや人的資本の交流等に向けた実証を支援し、海外展開に取り組む事業者の増加を目指すものである。

(4) 事業内容

別紙「令和7年度市内事業者アジア戦略実証支援事業に係る業務委託仕様書」のとおり

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）までとする。

2 企画提案上限額

5,717,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

(1) 参加資格要件

提案事業者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 租税の滞納がないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て及び、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 公募開始日から契約締結日までの期間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。
- ⑥ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例（平成24年条例1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、反社会的勢力並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- ⑦ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。
- ⑨ 関係法令を遵守すること。
- ⑩ 公序良俗に反しないこと。

⑪ 那覇市内に本社、若しくは支店又は営業所を有する者であること。

(2) 協力連携事業者要件

本業務を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者と連携を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本事業の提案者となること及び他の提案者の協力連携業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は、「4 (1) 参加資格要件」記載の①～⑩までの要件を全て満たすこと。

(3) 共同企業体要件

共同企業体として応募する場合は、代表構成員は「4 (1) 参加資格要件」記載の①～⑩までの要件を、その他の構成員は①～⑩までの要件をすべて満たすこと。

※4社以上で共同企業体を構成する際には事務局へご連絡ください。

5 候補者決定方法

候補者決定までの流れは次のとおりとする。

(1) 企画提案書等の受理。

(2) 書類審査及びプレゼンテーションを実施し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。

(3) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。
協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとする。

6 スケジュール (予定)

1	公募開始(募集要領・仕様書等の公開)	令和7年2月17日 (月)
2	質問書受付期間	令和7年2月17日 (月) から 令和7年2月28日 (金) 正午まで
3	質問書に対する本市回答期限	令和7年3月 6日 (木)
4	応募申請書提案書等提出期限	令和7年3月18日 (火) 正午まで
5	提案審査 (プレゼンテーション) 実施	令和7年3月24日 (月) ※予定
6	審査結果通知 (予定)	令和7年3月下旬
7	契約締結 (予定)	令和7年4月上旬

7 応募の手続き等

(1) 質問受付及び回答

質問がある場合は、様式8「質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「市内事業者アジア戦略実証支援事業に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

①提出期限：令和7年2月28日（金）正午

②宛 先：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

※@の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字。

③回答方法：令和7年3月6日（木）までに本市公式ホームページに掲載する。

（２）企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、別紙「令和7年度市内事業者アジア戦略実証支援事業に係る業務委託仕様書」に基づき作成し、以下の書類を提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式1）

イ 企画提案提出書（様式2）

ウ 企画提案書

エ 見積書（様式3）

オ 見積明細書（様式4）

カ 会社概要（様式5）

キ 業務実績調書（様式6）

ク 定款又は寄付行為

ケ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

コ 直近の市税の完納（滞納が無いこと）を証明する書類

サ 協力連携事業者届出書（様式7）※協力連携事業者がいる場合のみ

※協力連携予定事業者においては、カ、キ、ク、ケ、コを必要とする。

シ 共同企業体協定書（参考様式）※共同企業体事業者がいる場合のみ

※構成予定事業者においては、カ、キ、ク、ケ、コを必要とする。

② 形式

ア 提案書は表紙、各種様式を除いて15頁以内とする。

イ 各書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、上記（２）①ア～シの順でA4フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。

ウ 正本1部、副本1部の計2部と、正本のPDFデータ（CD、DVD-ROM等。USB不可。）を提出すること。ファイル表面には、事業社名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。なお、副本は正本のコピーで構わない。

エ カatalog等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ1部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

③ 提出について

ア 提出先：那覇市役所 商工農水課 商工振興グループ

（〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階）

※受付は9時～17時（12時～13時は除く）。

※閉庁日（土日、祝日）は受付不可。

イ 提出方法：直接商工農水課窓口へ持参又は書類郵送

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

ウ 提出期限：令和7年3月18日（火）正午 ※必着（書類郵送も含む）

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

(3) 参加の辞退

参加表明書兼誓約書の提出後、参加の辞退を行う場合は、提案辞退届（様式9）により申し出ること。

8 提案審査に関する事項

(1) 審査方法及び区分

- ① 審査方法：審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより選定するものとし、提案審査評価は、経済観光部所管事業審査委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

② 審査区分

審査区分	審査評価方法
企画審査	書類審査及び提案者によるプレゼンテーションを元に、審査及び評価を行う。
価格審査	見積額の評価を行う。

(2) 提案審査の概要

審査の評価項目は次の表のとおりとする。

なお、応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。プレゼンテーション審査の開始時間等については、応募者に別途通知する。

＜評価項目及び評価内容＞

評価項目		評価内容
(1) 本事業に対する理解及び業務実績		・ 事業の目的や趣旨の理解、基本的な考え方、配慮事項等 ・ 本事業を遂行するにあたり、十分な実績を有しているか。
(2) 調査業務	① アジア展開を目指す市内事業者対象	・ 調査対象者の選定方法及び選定理由。 ・ 調査、ヒアリング項目内容。 ・ 調査結果分析方法。 ・ 次年度以降の実証支援候補事業者選定方法及び選定理由。 ・ 事業目的を達成するための工夫、取組。
	② 県内の海外展開支援機関対象	・ 支援内容の収集・整理方法。 ・ 調査、ヒアリング項目内容。 ・ 事業目的を達成するための工夫、取組。
	③ 国内の先進自治体対象	・ 国内先進自治体の候補地選定方法及び選定理由。 ・ 調査、ヒアリング項目内容。 ・ 事業目的を達成するための工夫、取組。
	④ 成功事例として参考となる県内外事業者対象	・ 先行事例の想定事業者及び選定理由。 ・ 調査、ヒアリング項目内容。 ・ 事業目的を達成するための工夫、取組。
	⑤ アジア諸国の政府機関や現地商社等対象	・ 調査国候補地及び選定理由。 ・ 調査、ヒアリング項目内容。

		・事業目的を達成するための工夫、取組。
	⑥ 次年度以降の支援方針案の策定	・上記①から⑤の調査結果の整理、分析方法。 ・支援方針案の素案の策定方法。 ・支援方針案の策定方法。 ・想定される施策等支援方針案のイメージ。 ・事業目的を達成するための工夫、取組。
(3) 事務管理及び事務体制について		・業務スケジュール ・業務責任者、コーディネーター等の知識、経験、実績及び役割分担。
(4) 独自提案について		・上記(1)から(3)以外に事業目的を達成するために効果的な取組。
(5) 総合評価(自主提案内容を含む)		・プレゼンテーションにおける説明の論理性、質疑に対する応答の明解性、的確性。 ・業務全体の整合性・適格性。 ・上記事項以外の評価すべき項目。
(6) 価格審査		見積額の評価

(3) プレゼンテーション日時及び場所(予定)

日時：令和7年3月24日（月） ※時間は別途通知

場所：那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁6階 602会議室

①プレゼンテーションの実施順番は原則応募受付順番とし、応募者へ事前に連絡する。

②1者あたりのプレゼンテーション時間15分、質疑応答10分の計25分程度とする。

※変更の可能性がありますのでご了承ください。

③プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更及び資料の追加は認められない。

④大型液晶TVについては事務局で準備するが、PC等その他プレゼンテーションに必要な物は提案者自身が持参すること。

⑤那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

(4) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価対象外とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名を公開する。優先交渉権者及び次点者名以外の者に関する情報は公開しないものとする。審査委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

9 欠格事項

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 同一の応募者が複数の提案をしたとき。なお、複数の応募者に同一の協力連携事業者が含まれる場合も同様とする。
- (3) 書類等に虚偽の記載がある提案。
- (4) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (5) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

10 契約締結に向けての協議

- (1) 企画提案の確定について
 - ① 8(3)にて優先交渉権者が特定された後、本市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
 - ② 協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。
- (2) 協議の成立
 - ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。
 - ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。
 - ③ 協議が成立したものを以下「受託候補者」という。
- (3) 見積書の徴取について
 - ① 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者との協議を踏まえ仕様書を改めて作成し、見積書も改めて徴取する。
 - ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

11 契約に関する基本事項

- (1) 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで
- (2) 契約締結にあたっての主な留意事項
 - ① 本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
 - ② 本事業の再委託については、本市の承認を要件とする。
 - ③ 契約保証金は那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

12 その他留意事項

- (1) 本公募は、本市の令和7年度那覇市一般会計当初予算の成立および沖縄振興特別

推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、予算成立決定後および国の交付決定後に効力を生じるものである。市議会において予算案が否決された場合、又は本事業に係る国の交付決定がなされなかった場合もしくは交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しない又は契約額を変更することがある。

また、実施しないことにより応募者又は受託候補者に損害が生じた場合であっても、本市はその損害の一切を負わない。

- (2) 企画提案のための費用等は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提案に使用する言語は日本語とする。
- (5) 企画提案書に関連する事項については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、市が事業者選定の手続きにおいて必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等する場合がある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他国内法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (8) 応募者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- (9) 企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (10) 審査方法・スケジュール等に変更が生じた場合は、本市ホームページ等で周知するため、確認すること。
- (11) 本募集要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (12) 本業務の募集にあたり、募集要領及び仕様書等の変更がある場合には本市ホームページ等で周知するため、確認すること。

1 3 問い合わせ先

那覇市役所 経済観光部 商工農水課 商工振興グループ（本庁6階）

TEL:098-951-3212 FAX:098-951-3213

E-Mail:k-syou001@city.naha.lg.jp 担当：幸地